

社会的養護の子どもアドボカシーに
かかわる法制度の理解
(2023年8月版)

定 者 吉人(弁護士)

これからお話しすること

- 1 子どもの権利と子ども施策のあり方(3~10)
- 2 子どもの養育と発達における保護者の責務と
国による支援(11~20)
- 3 社会的養護とは(21~61)
- 4 社会的養護の子どもアドボカシー(62~75)

引用する法令へのリンク

- 憲法
- 子どもの権利条約(英文、定者吉人の訳)
- こども基本法
- 民法
- 児童福祉法
- 児童虐待防止法

1 子どもの権利と子ども施策のあり方

こども基本法

(2022年6月15日成立、2023年4月1日施行)

国と地方公共団体のこども施策について、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、こども施策の基本となる事項を定めた法律。

こども基本法の目的

＜第1条＞ この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、

こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

＜2条＞ この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、・・こどもに関する施策及びこれと一体的に講すべき施策をいう。

(基本理念)

＜3条＞ こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。すべてのこどもが、

- ・個人として尊重され、差別されない(1号←憲法13条、同14条、子どもの権利条約の2条)
- ・福祉に係る権利が等しく保障され、教育を受ける機会が等しく与えられる(2号←条約の6条=生命、生存及び発達に対する権利)
- ・意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保され、その意見が尊重される(3号と同4号←条約の12条)
- ・最善の利益が優先して考慮される(4号←条約の3条)

国連子どもの権利委員会は以上の4つの理念を、子どもの権利条約の4つの一般原則と位置づけている。

(基本理念) (続き)

- ・子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保する…(5号←子どもの権利条約の7条、9条、18条、20条など)
- ・子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備(6号)

<4条> 国は、前条の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

<5条> 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

こども基本法は、子どもの権利(人権)については明記せず、第1条の法律の目的に「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記し、憲法と子どもの権利条約に書かれた子どもの権利(人権)を前提に子ども施策を行うべきことを明らかにしている。

したがって、憲法と子どもの権利条約が子どもの権利(人権)として何を挙げているかを、当事者である子ども、子どもを支援するおとなはもちろん、国や自治体の議員や首長、職員が理解することが重要。

国はこども基本法、子どもの権利条約の趣旨内容について國民に周知を図り、理解を得る義務がある

(子どもの権利条約第42条)

日本は、この条約の中心となる考え方や条文を、大人にも子どもにも、広く知らせることを、約束する。

(こども基本法第15条)

国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて國民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

2 子どもの養育と発達における 保護者の責務と国による支援

父母の責任

(子どもの権利条約 第18条)

父母…は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任。(1項)

(児童福祉法第2条第2項)

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

子どもの成長にとって家庭環境は不可欠

子どもは「家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべき」(子どもの権利条約前文)

締約国は、・・父母・・が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与える・。(子どもの権利条約第18条第2項)

(児童福祉法第2条第3項)

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(同法第3条の2本文)

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

市町村の業務

(児童福祉法 第3条の3)

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

(児童福祉法第10条1項)

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他の相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

(同法第10条の2)

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

都道府県の業務

(児童福祉法 第11条1項)

- 一 第10条1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
(一時保護(木)、里親に関する業務(ト)、養子縁組に関する業務(チ)など。詳細は[こちら](#)を参照)
- 三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

(以下、略)

児童相談所の設置と役割

(児童福祉法第12条1項、2項)

第1項 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

第2項 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第2号(イを除く。)及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。

国の役割

(児童福祉法第3条の3)

国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

市町村(区)、都道府県、国による 児童福祉の施策は、こども基本法のこども施策

こども基本法の定めに基づき
行わなくてはならない

- 憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり
- こども基本法の定める基本理念に沿って

3 親子分離

親子分離のあり方についての 子どもの権利条約の考え方

親子分離はされないのが原則

(子どもの権利条約 第9条1項本文)

子どもはその父母の意思に反してその父母から分離されない。

親子分離がおこなわれる場合と その手順

(子どもの権利条約 第9条1項但書)

権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従い、その分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、親子分離が行われる。

子ども虐待は親子分離をするべき場合の1例

(子どもの権利条約 第9条1項但書の続き)

このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合(など)の場合において必要となることがある。

子ども虐待については別の講義で取り上げる。

親子分離された場合の 子どもが、代わりの家庭環境で 保護と援助を受ける権利

(子どもの権利条約 第20条第1項)

一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童(第9条1項但書 親が児童を虐待し若しくは放置する場合など)は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

(同条第2項)

締約国は、自国の国内法に従い、第1項の児童のための代替的な監護を確保する。

2016年児童福祉法改正前の 社会的養護の定義

「社会的養護」は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護する・こと（「社会的養護の課題と将来像」(2011年)の定義 3ページ）

定義変更

この定義が、2016年の児童福祉法改正後、「新しい社会的養育ビジョン」(2017年)で変更された。

新しい定義

(新しい社会的養育ビジョン 8ページより)

サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態を「社会的養護」と定義する。

・・社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合の両者を含むが、分離している場合を特に代替養育と呼ぶ。

親子分離の手続きと一時保護

親子分離の手続き：「要保護児童」の通告

(同法 第25条1項)

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所…に通告しなければならない。

要保護児童とは：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(児童福祉法第6条の3 第8項)

児童相談所へ通告後の手順

- (必要に応じて一時保護)(児童福祉法 第33条)
- 児童相談所が調査する(同法 第26条)
調査、診断、判定、援助方針会議、決定
- 都道府県へ報告する(同条)
- 都道府県が各種の措置を行う(同法 第27条)
- 里親委託や施設入所等(同条1項3号)

一時保護(過渡的措置)

(児童福祉法 第33条1項)

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

(同条2項)

都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条1項又は2項の措置(第28条4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

一時保護の期間

(児童福祉法 第33条)

<第3項→(12項)> 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

<第4項→(13項)> 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

(続く)

第5項→(第13項) 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならぬ。

一時保護手続きの司法審査(2025年より)

2022.6.8の児童福祉法改正により、

「児童相談所長又は都道府県知事は、一時保護を行うときは、原則として、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、…地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならない。」とされた(改正児童福祉法 第33条3項)。

(施行日 公布の日(2022.6.14)から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)

統計

総務省行政評価局

要保護児童の社会的養護に関する実態調査 結果報告書 (2020年12月)

(4ページ)

2018年度(平成30年度)に 全国の児童相談所が受け付けた通告、相談等の件数は、約 50万5,000 件

そのうち、一時保護した児童数は、約4万7,500人
2か月を超える一時保護は 5,770 件。

(5ページ) 一時保護の要因別人数

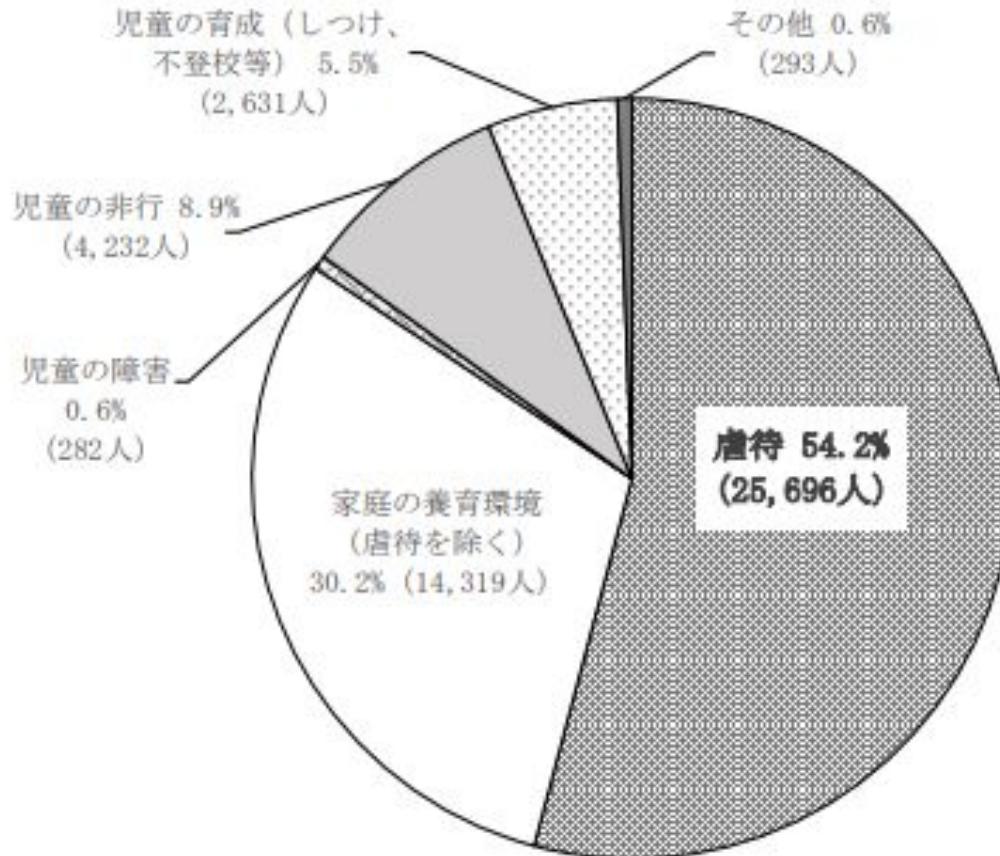
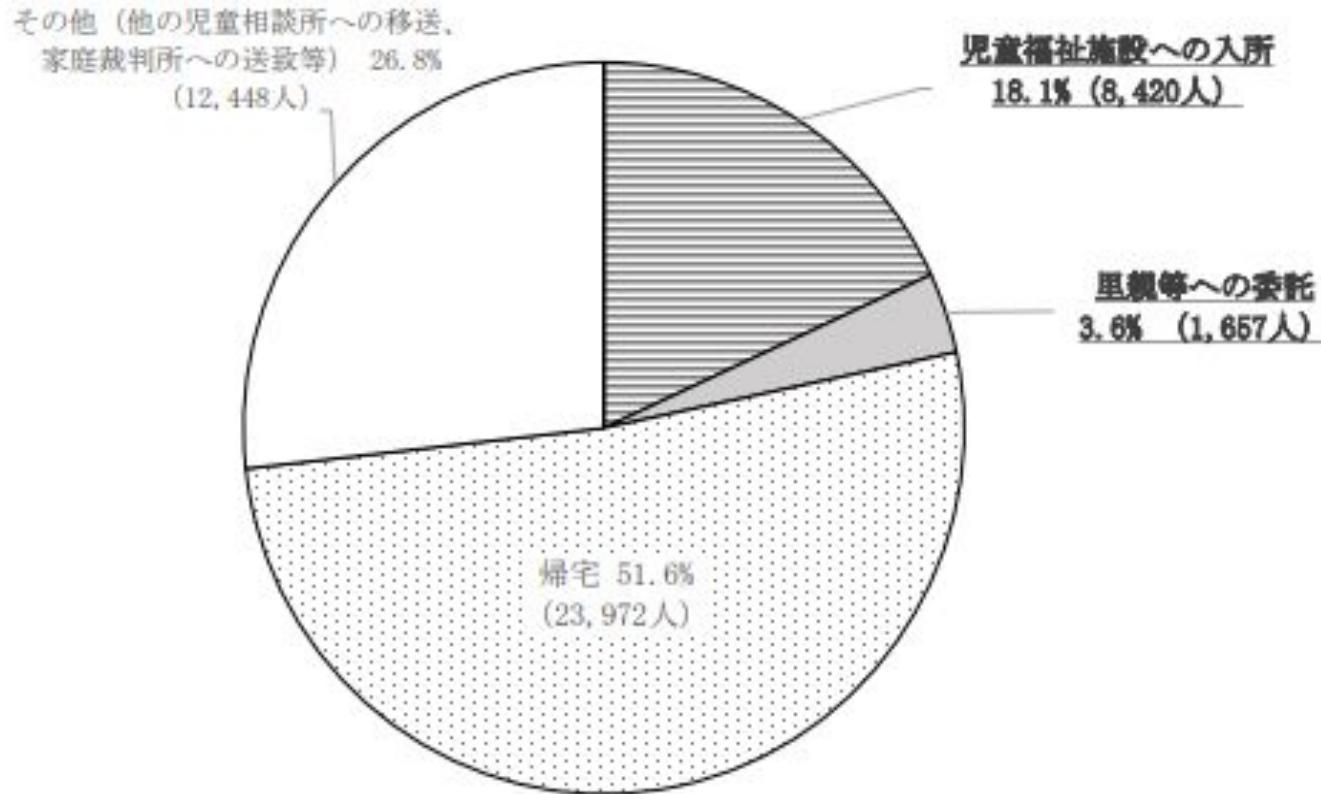


図 1-7 一時保護後の対応別人数（平成 30 年度）



親子分離の場合の子どもの行先

里親

1 養育里親(児童福祉法第6条の4 第1号)

一定の人数以下の要保護児童の養育を希望する者→研修→ 養育里親名簿に登録

2 養子縁組里親(同条第2号)

一定の人数以下の要保護児童の養育を希望する者→研修→ 養子縁組里親名簿に登録

3 親族里親(同条第3号)

都道府県知事が委託者として適當と認める者

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)

(児童福祉法6条の3 第8項)

児童福祉法第27条第1項第3号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、・・要保護児童・・の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業

2009年度に創設された制度で、養育者の住居において行う点で里親と同様。要保護児童5~6人の養育を行う。

乳児院

(児童福祉法第37条)

乳児(1歳未満の子ども)入院させて、これを養育・・する施設。

保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児(学齢に達する前の子ども)も。

児童養護施設

(児童福祉法第41条)

保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護・・する施設。

親子分離の手続を行うのは都道府県

(児童福祉法 第27条)

都道府県は、(児童相談所長から都道府県知事へ)報告のあった児童につき、次の各号の措置を採る。

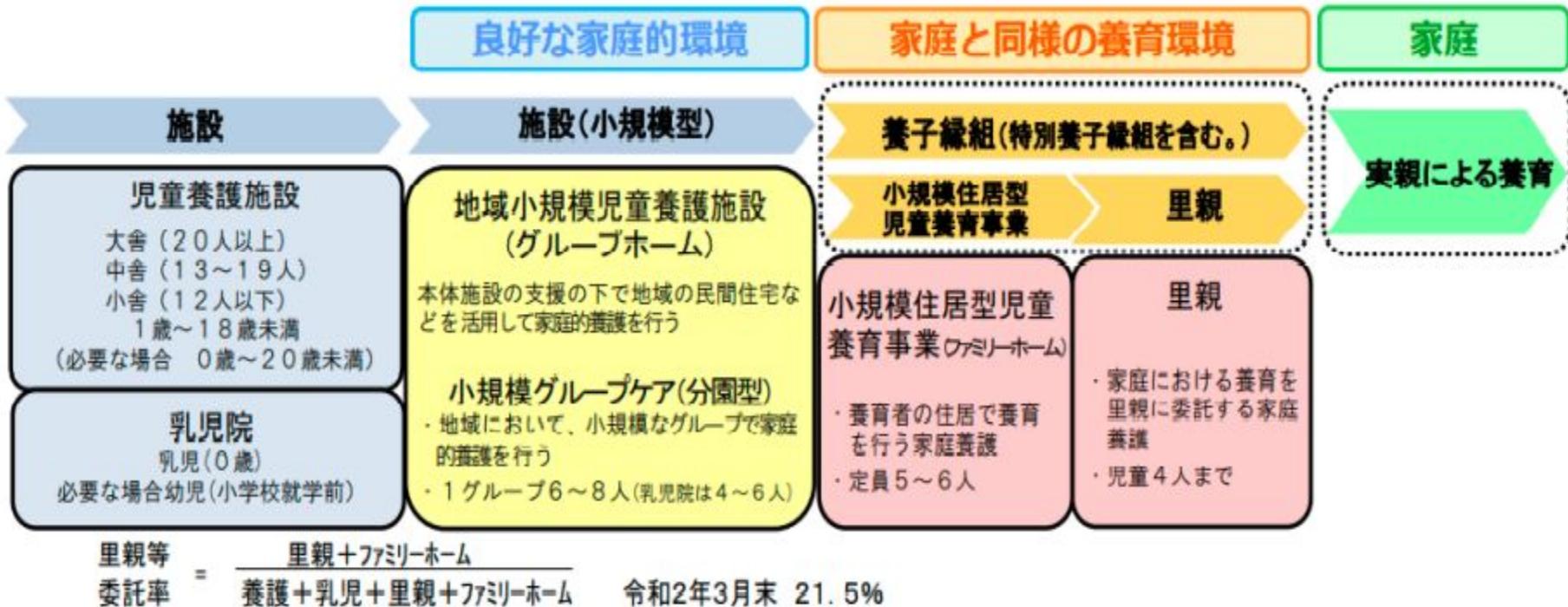
三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること

家庭裁判所の許可を得て第27条第1項3号の措置

(児童福祉法第28条1項1号、2項)

要保護児童につき第27条1項3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、第27条1項3号の措置を採ることができる。

2年が限度。ただしその都度家庭裁判所の承認を受けて措置を更新できる。



厚□労働省:児童相談所運営指針(2020年)
79ページ以下

「新しい社会的養育ビジョン」のねらい

- 家庭養育の推進里親委託率の飛躍的増加をめざす。
- 施設の利用は里親や養子縁組を活用することが困難な場合に限定する。
- 施設の滞在期間を「乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする」とし、施設を一時的な滞在場所と位置づける。
- 施設の機能を縮小し、役割転換を図る。

「新しい社会的養育ビジョン」で示された 里親委託率向上の工程

乳幼児(就学前)・・概ね5年以内には特別なニーズのある子ども以外が里親委託となること(里親委託率 75%以上)を実現
学童期以上・・概ね10年以内を目処に里親委託率50%を実現

(「新ビジョン」49ページから50ページ)

里親委託率の推移

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100

「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、令和元年度末で417か所、委託児童1,660人。

里親等委託率

新しい社会的養育ビジョンの策定は平成29年(2017年)

「新ビジョン」による乳児院の位置づけ

乳幼児の施設養護は、乳幼児家庭養護原則により家庭復帰、特別養子縁組、里親委託を前提とした一時的・経過的対応として位置づけられる。

乳児院の多機能化・機能転換

(35ページ)

乳児院では入所後から長くとも数か月以内、児童養護施設においては入所後から長くとも3年以内を目安に家庭復帰及び里親委託、養子縁組に向け最大限の努力を行う。

障害児や医療的ケア児に関しても家庭養育が保障される必要がある。

(「新ビジョン」20ページ)

「新ビジョン」による児童養護施設の位置づけ

施設はある程度以上のケアニーズの子どもを対象とし、小規模化（最大6人）・地域分散化を原則とし、…。高度専門的なケアが必要な場合は、生活単位を地域に分散させず、同じ敷地内に複数の生活単位が存在する小規模施設…で対応する（心理士及び医師の配置など）

施設の多機能化・機能転換

（「新ビジョン」54ページ）

社会的養護(代替養育)に関する統計

一部を除き2021年3月末現在

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			14,401世帯	4,759世帯	6,019人			
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	11,853世帯	3,774世帯	4,621人		ホーム数	427か所	
	専門里親	715世帯	171世帯	206人				
	養子縁組里親	5,619世帯	353世帯	384人		委託児童数	1,688人	
	親族里親	610世帯	565世帯	808人				

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であつて、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	612か所	53か所	58か所	217か所	217か所
定員	3,853人	30,782人	2,018人	3,445人	4,533世帯	1,409人
現員	2,472人	23,631人	1,321人	1,145人	3,266世帯 児童5,440人	718人

3 社会的養護の子どもとアドボカシー

新ビジョンにおける子どもの意見の尊重

- 年齢に応じた形で子どもの意見を支援サービスに反映させるべきである。(12ページ)
- 一時保護や代替養育への移行などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。(24ページ)
- ケアを受ける場所の移行期こそ、子どもに十分な説明をし、子どもの意見を聞き、子どもの尊厳を大切にし、子どもが無力感を持たないような配慮が必要である。(38ページ)

(続き)

代替養育においては、子どもの意見表明権の保障が重要である。また、…代替養育の場が子どもにとって必要かつ適切なものであるか否かについて聴取されるべきである。

子どもの意見表明権を保障するために、子どもの年齢にかかわらず、子どもの希望も踏まえ、必要に応じてアドボケイトをつける制度が求められる。(37ページ)

(続き)

社会的養護を受けている子どもに関しては定期的に意見を傾聴し、意見表明支援や代弁をする訪問アドボカシー支援などが可能になる子どもの権利擁護事業や機関を創設することが必要である。

(45ページ)

児童福祉法等の一部を改正する法律(2019年)

附則 6条 4項

「政府は、この法律の施行(2020年4月1日)後2年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

2021年5月27日とりまとめ（9ページ）

「児童福祉法上、都道府県等は、意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならぬ旨を規定するべきである。

さらに、こうした規定を踏まえた自治体の取り組み状況を踏まえつつ、意見表明支援員の配置義務化についても着実に検討を進めていくべきである。」

改正児童福祉法(2022)の 子どもの意見表明権に関する新規定

2022.6.8 成立(同年6.14 公布)

2024.4.1 施行

- 1 意見聴取等措置(第33条の3の3)
- 2 意見表明等支援事業(第6条の3第17項、第34条の7の2)
- 3 都道府県の、意見表明等支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施する努力義務(第33条の6の2)

意見聴取等措置

＜児童福祉法33条の3の3＞

都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置(以下この条において「意見聴取等措置」という。)をとらなければならぬ。ただし、…。

1 第26条第1項第2号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

(続き)

- 2 第27条第1項第2号若しくは第3号(里親委託、施設入所など)
若しくは第2項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 3 第28条第2項ただし書の規定に基づき第27条第1項第3号の措置の期間を更新する場合
- 4 第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

意見表明等支援事業

＜児童福祉法第6条の3第17項＞

どんな事業か？

① 声を聴かれる子どもは？何を聴かれるのか？

1 第33条の3の3の対象となる子ども—それらの措置に対する
思いや願い(法文上は「意見又は意向」)

2 第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている子
ども—当該措置における「処遇」(=待遇)についての思いや願い
(法文上は「意見又は意向」)

意見表明等支援事業

(続く)

② 子どもの声を聴くのは誰か？

アドボケイト(国会答弁でと担当大臣が述べている。しかし法文上は単に「児童の福祉に関し知識又は経験を有する者」と書かれているだけで、疑問が残る。

③ その方法？

聴く(ただし法文上は「意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して」と書かれており、疑問が残る。

意見表明等支援事業

(続く)

④ 何をする？

子どもの声を伝えたり代弁したりすることを通じて子どもの権利擁護を図る。(ただし、法文上は「児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う。」とされており、疑問が残る。)

意見表明等支援事業を行う主体

＜第34条の7の2＞

第1項 都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

第2項 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

都道府県の、意見表明等支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施する努力義務

＜33条の6の2＞

都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

改正児童福祉法(2022)の
子どもの意見表明権に関する新規定についての
政府側答弁は[こちら](#)。
条文ごとの定者吉人のコメントは[こちら](#)。

おわりに

親から引き離されて生活する子どもは代替養育を受ける子どもだけではない

例えば

- 病院に入院中、特に精神科
- 少年院や刑務所
- 学校などの寮
- 学校

親から引き離された子どもの権利

(子どもの権利条約第12条)

子どもには、自分に関することについて自由に思いや願いを表明する権利がある。

(同第25条)

養育、保護、病気の治療などのために、一定の手続きにより親から引き離された子どもには、親からの引き離しが適切か、引き離しの期間中、権利条約に書かれた権利が守られているか等について、定期的に見直しを受けるなど、あらやる機会を利用して独立機関による批判的検討を受ける権利がある。

国や地方公共団体の働きであれば子ども施策。

民間の働きであっても国から補助金などをもらっていれば子ども施策。

これらの子ども施策が、憲法と子ども権利条約にのっとって、
こども基本法の基本理念にもとづき、行われるよう、子どもとともに声を上げて行くことが大切。

アドボケイトであるか否かに関わりない。